

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員会の飲食費

Q : 当社では、毎月1回社内の会議室で役員会を開催しています。

ところで、役員の飲食が交際費にならない場合があるそうですがどのような場合ですか。

A : 打ち合わせや会議などに伴う昼食程度の飲食費は、交際費にはなりません。

【解説】

会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用は、交際費としては取り扱わないこととされています。

この通常要する費用とは、会議に際して社内又は通常会議を行う場所で、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用がこれに該当することとされていますが、次のような点に注意してください。

- (1) 社内又は通常会議を行う場所とは、必ずしも供与する場所を規制したものではなく、あくまで会議の実態があれば食堂やレストランであってもかまいません。
- (2) 通常供与される昼食程度の飲食物とは、昼食以外は一切認めないというものではなく、たとえ夕食であっても、昼食程度のものであればよいこととなります。昼食程度という金額的な目安は特に示されていませんが、ランチ程度以下で常識的な範囲内ということになり、実質で判断されます。
- (3) 会議には、社員だけの会議のほか、来客との商談や打ち合わせ等も含まれますので、この場合に供与する昼食程度の飲食物も交際費には該当しません。

